# 一般社団法人 日本救急看護学会 日本救急看護学会雑誌 投稿規程

# 1. 投稿資格

共著者も含めて日本救急看護学会員に限る。ただし、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

# 2. 著者資格

全ての著者が以下の3つ全てを満たしている。

- 1) 研究の企画、デザイン、データ収集・解析・解釈のいずれかに貢献している。
- 2) 投稿論文の内容に対して最終的に承認し、投稿することを承諾している。
- 3) 投稿論文の内容に対して、その正確性や整合性に関する疑問点が生じた場合、筆頭著者および責任著者は、それが適切に解明されることに責任をもつ。

## 3. 投稿内容

- ・本誌への掲載は、救急看護領域の論文とする。
- ・論文は国内で未発表のものに限り、二重投稿は禁止する。海外で日本語以外の言語で 発表した論文を日本語で記載しなおした場合は重複投稿とはみなさないが、著作権の 保有者に使用許諾を得ていること、およびその場合の論文カテゴリは、「資料」とし最 初の論文の掲載誌を明記する。
- ・すべての論文は、「日本救急看護学会誌の投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン」を遵守していること。

# 4. 論文の種類

論文の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、事例報告、調査報告、短報、資料・ その他で、それぞれの内容は以下の通りである。

- 1)総 説:多面的に国内外の知見を集め、文献調査に基づき、総合的に学問的状況を分析・概説し、考察したもの。
- 2)原 著:研究内容に新規性、独創性があり、方法の信頼性、妥当性が高く、その知見 が論理的に示されており、学術的価値の高いもの。
- 3)研究報告:内容的に原著論文には及ばないが、研究結果の意義が大きく、看護学や看護 実践の発展に寄与すると認められるもの。
- 4) 実践報告:看護実践の報告として、今後の研究や看護実践の向上に有益なもの。
- 5)事例報告:事例研究として、今後の研究や看護実践の向上に有益なもの。
- 6)調査報告:アンケート調査、面接調査、歴史的事実の調査等を行い、その結果を分析したもの。
- 7)短 報:迅速に公表することにより、救急看護の実践、研究の発展に貢献する可能性 があると判断したもの。

8) 資料・その他:編集委員会が適当と認めたもの。

#### 5. 倫理的配慮

研究遂行にあたっては、日本看護協会の「看護研究における倫理指針」(2004年)、および文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(2017年)等を遵守し、倫理的配慮について本文中に具体的に記述すること。特に、不適切あるいは差別的な用語や表現や個人情報を適切に取り扱っていることが示されていること。

#### 6. 査読

・投稿論文の採択は、総説、原著、研究報告、実践報告、事例報告、調査報告、短報については、2名の専任査読者による査読後、編集委員会で決定する。

資料・その他については、1名以上の専任査読者による査読後、編集委員会で決定する。

・査読は、1投稿論文につき原則2回までとする。

## 7. 執筆要領

- 1) 原稿は、文章、図表とも原則ワードプロセッサーで作成する。
- 2) 原稿は、A4 判用紙で、1 ページの設定を全角 40 字 $\times$ 30 行とし、適度な行間と余白を設ける。
- 3) 原稿の要旨、本文には、左の余白部分に行番号(ページごとに振り直し)を付ける。
- 4) 原稿の文字数は、図・表・写真を含め論文別に以下の通り定める。図・表・写真は原稿に示されたものを概ね原寸大で印刷するので、鮮明に読み取れる大きさで作成すること。また、刷り上がり1ページは約2,000文字であるので、本文に充てられる文字数は、規定文字数から、図・表・写真に相当する文字数を減じた数となる。

総 說 16,000 字程度 原 著 16,000 字程度 研究報告 16,000 字程度 実践報告 12,000 字程度 事例報告 12,000 字程度 調査報告 12,000 字程度 短 報 4,000 字程度

資料・その他 4,000~12,000 字程度

- 5)総説、原著の場合には、250 words 前後の英文要旨ならびに 600 字程度の和文要旨を必要とする。研究報告、実践報告、事例報告、調査報告、短報、資料・その他は、600 字程度の和文要旨を必要とする。
- 6) 章節等の表記は、以下の順とする。
- I . Ⅱ . Ⅲ.

1. 2. 3.

- 1)2)3)
- (1)(2)(3)

(1)(2)(3)

- 7)図・表・写真について
- (1)図・表の中の数字はアラビア数字を用いる。
- (2)図・表および写真には、図1、表1、写真1などそれぞれに通し番号をつけ、日本語で タイトルを表記する。
- (3)図・表および写真は、本文とは別のファイルに作成する。
- (4)図・表および写真は、1 枚ずつ別々の用紙に作成する。
- (5)本文右欄外に、図・表および写真、それぞれの挿入希望位置を図・表および写真の番号とともに朱書きする。
- 8) 文中に用いる語について
- (1)略語の初出の時は、完全な用語を用い明記する。
  - 例) Japan Nursing for Trauma Evaluation and Care (以下、INTECと略す)
- (2) 文章は新仮名遣いを用いる。
- (3) 句読点は全角とする。
- (4) 記号・英数字は半角とする。
- (5)外来語は全角カタカナとする。
- (6) 人名・地名などは原則として原語を用いる。
- (7)外国人名や日本語訳が定着していない学術用語、外国語などは原則として活字体の原 綴りで記述する。
- 9) 文献の記載について

文献は原則として原典からの引用とし、American Psychological Association; APA 方式に準じて記載する。記載例は別に提示する。

#### 8. 投稿の手続き

投稿は、Scholar One Manuscript よりオンラインで行う。

- 1)トップページにて、表題・著者名・所属機関名を日本語および英語で入力する。また、 600 字程度の和文要旨と 3~5 つの日本語のキーワードを入力する。総説および原著に は、250wards 程度の英文要旨を入力する。さらに、代表者の連絡先および写真・図表の 数、論文の領域、希望する論文の種類について入力する。
- 2)「本文」「図・表・写真」はWordファイル、Excelファイル、PDFファイル、JPGファイルにてアップロードする。
- 3) 初回投稿時には、筆頭著者もしくは責任著者は「カバーレター」を入力する。また、筆頭著者もしくは責任著者が責任をもって全項目を確認した「論文投稿における遵守事項に関する誓約書」(いずれも自署・押印したもの)の PDF ファイル(原本提出は不要)、英文要旨がある場合には「ネイティブチェック証明書」をアップロードする(原本提出は不要)。「論文投稿における遵守事項に関する誓約書」のフォームは、本学会ホームペ

- ージよりダウンロードする。「利益相反申告」については著者全員が、受付後に配信されるメールに従い、e-form より申告する。
- 4) 手続きに要する書類はホームページにある作成要項、作成例を参考におこなう。

# 9. 原稿の受付、査読、および採否

- 1)「7.執筆要領」を大幅に逸脱したものは受け付けない。
- 2) 事務所にて、査読可能と判断した日を受付日とし、投稿者に通知する。
- 3) 査読や編集委員会の判定によっては、原稿の修正および論文の種類の変更を投稿者に求めることがある。
- 4)修正を求められた論文は、査読結果通知書の日付から2ヶ月以内に再提出することを原則とする。特別な事情があり2ヶ月以内に再提出が困難な場合は、編集委員会にその旨を文書にて連絡すること。連絡なく2ヶ月以上再提出されない論文については投稿を辞退したものと見なす。
- 5) 投稿論文の採否および論文の種類は査読を経て、編集委員会が決定する。

## 10. 著者校正

採用が決定した投稿論文について、著者による校正は1回のみとする。なお、校正の際 の内容の加筆や削除は原則として認めない。

#### 11. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は、一般社団法人日本救急看護学会に帰属し、著作権譲渡について同意していることを前提に原稿を受け付ける。

ただし本誌に掲載された著作物をその著作の著者・共著者自身が利用する場合、本学会は原則として異議申し立てをしない。その場合、利用に際しては出典を明らかにする。

また著者・共著者の所属機関のリポジトリ等に当該論文を掲載する場合には、別途申請し許可を得る。

#### 12. 利益相反

- 1 初回投稿時、著者全員の当該論文に関わる利益相反状態を投稿オンラインシステムの e-form より申告する。
- 2) 当該論文の利益相反状態は、論文の最後に文章として記載する。

#### 13. 別刷り

原則として別刷りは配布しない。ただし別刷りを希望する場合はすべて著者の実費 負担として相談に応じる。

以上

平成 11 年 11 月 25 日発効 平成 15 年 3 月 16 日一部改定

平成 18 年 3 月 18 日一部改正 平成 18 年 9 月 2 日一部改定 平成 20 年 9 月 14 日一部改定 平成 24 年 7 月 14 日一部改定 平成 29 年 4 月 30 日一部改定 平成 30 年 7 月 29 日一部改定 令和元年 10 月 3 日一部改定 令和 2 年 10 月 24 日一部改定 令和 3 年 4 月 18 日一部改定